

○倉敷市人を大切にする職場づくり推進補助金交付要綱

令和6年3月27日

告示第147号

(目的等)

第1条 この要綱は、最低賃金の引上げ、処遇の改善等について就業規則の作成又は変更を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、従業員が安心して働くことのできる職場づくりを促進し、もって中小企業者等における人材の確保及び定着に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。第4号において同じ。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 市内に事業所を有する個人

イ 市内に事業所を有する会社

(2) 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。以下この項において同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 常時使用する従業員の数が100人以下であること。

イ 市内に事業所を有すること。

(3) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。次号において同じ。）又は公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等をいい、医療法人及び社会福祉法人を除く。次号において同じ。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

イ 市内に事業所を有すること。

(4) 中小企業者、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人等、法人税法第2条第5号に規定する公共法人及び営利を目的とする法人以外の法人であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

イ 市内に主たる事業所を有すること。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第141条第1項に規定する事業所の設置に係る届書を提出している中小企業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 従業員として雇用する者が、中小企業者等の代表者と同居する者のみである者

(2) 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別の補助金等の交付を受ける者

(3) 市税を滞納している者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(5) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者

(6) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っている者

(7) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付対象者が社会保険労務士に依頼して行う就業規則の作成又は変更であって、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 事業場内最低賃金（就業規則が適用される事業場で使用する労働者に対して支払われる賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条の規定に基づき算出した1時間当たりの賃金をいう。）のうち、最も低い賃金をいう。次号において同じ。）の額を1,055円未満から1,055円以上に引き上げるものであること。

(2) 服務、休暇、手当等に係る制度の整備その他従業員の処遇の改善（事業場内最低賃金の額の引上げを除く。）に資すると市長が認めるものであること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、社会保険労務士に依頼して就業規則を作成し、又は変更するのに要する委託料とする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1号の要件を満たす補助対象事業 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額が5万円を超える場合は、5万円）

(2) 第4条第2号の要件を満たす補助対象事業 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額（その額が2万5千円を超える場合は、2万5千円）

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定による届出を要しない事業場において就業規則を新たに作成する場合の補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、その額が5万円を超える場合は、5万円とする。

3 前2項の場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

4 この要綱による補助金の交付は、一の中小企業者等につき、1年度当たり第1項各号に掲げる補助対象事業の区分いずれか1回限りとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、第4条第1号の要件を満たす補助対象事業の申請者にあつては12月28日（閉庁日の場合は、その日前において最も近い開庁日）までに、第4条第2号の要件を満たす補助対象事業の申請者にあつては2月末日（閉庁日の場合は、その日前において最も近い開庁日）ま

で、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 所定の補助対象事業計画書
- (2) 補助対象事業に要する費用の見積書及び見積内訳書の写し
- (3) 所定の従業員名簿
- (4) 雇用保険の事業所番号が確認できる書類の写し
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類（発行日から3月以内のものに限る。）
- (6) 変更前の就業規則（労働基準法第89条の規定による届出を要する事業場の場合は、同条の規定により労働基準監督署に届け出たことが分かるものに限る。）の写し
- (7) 全ての従業員の賃金台帳の写し（第4条第1号の要件を満たす補助対象事業に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、所定の交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、所定の不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の内容等の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容その他申請に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障を来すことのない軽微な変更であると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、第8条第1項の規定による交付決定のあった日の属する年度の末日（閉庁日の場合は、その日前において最も近い開庁日）までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他の補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (2) 作成又は変更した就業規則（労働基準監督署が受け付けた日が分かるものに限る。）の写し

(3) 作成又は変更した就業規則に従業員に周知していることが分かる書類

(4) 作成又は変更した就業規則に基づいて支払った賃金台帳の写し（第4条第1号の要件を満たす補助対象事業に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告書等の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(協力及び情報の公表)

第14条 補助事業者は、市長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 市長は、補助事業者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、勤労者福祉推進策の実例として公表することができる。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。